

資料No.2	国民健康保険システム標準化 検討会（第2回）
	令和4年3月28日

国民健康保険システム標準化

標準仕様書公開に向けた対応について

令和4年3月28日

はじめに

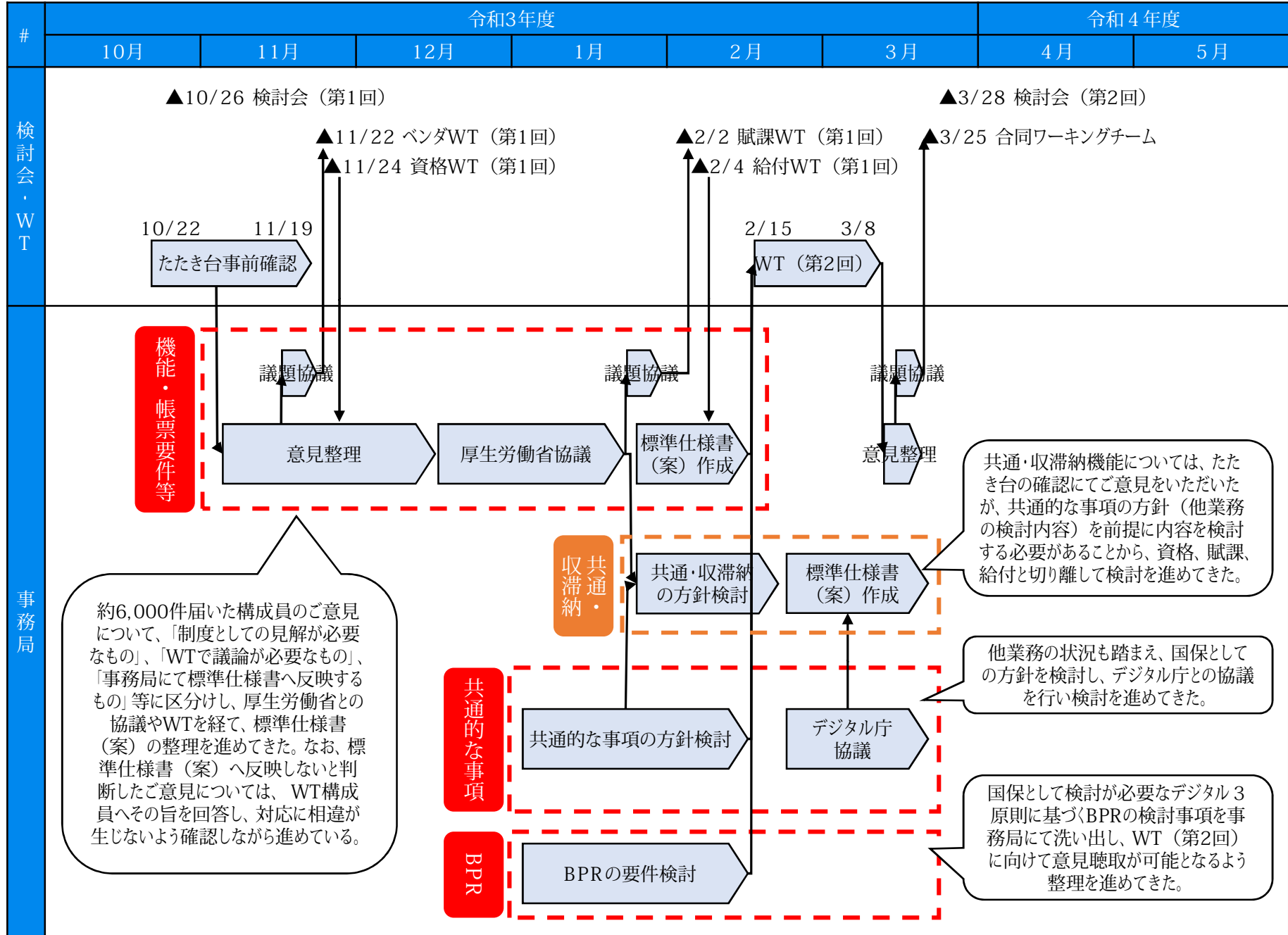
- 本資料は、令和3年10月26日に開催した検討会（第1回）の資料No.1「国民健康保険システム標準化 標準仕様書公開に向けた対応について」においてお示した、国民健康保険システムの標準化の各検討事項に対し、これまでの検討経緯や、検討結果、整理状況等を纏めている。

これまでの検討経緯

- 国民健康保険システムの標準化においては、検討会及び各業務（資格管理、賦課管理、給付管理、ベンダ）ワーキングチーム（以下「WT」という。）の構成員にご協力いただき、以下の流れで検討を進めてきたところ。

#	会議	日程	備考
1	たたき台事前確認 （書面開催）	令和3年10月22日～ 令和3年11月19日	事務局にて作成した標準仕様書（案）のたたき台について、WT構成員にてご確認いただき、ご意見を回答いただいた。
2	検討会（第1回）	令和3年10月26日	国民健康保険システムの標準仕様書作成に向けた進め方等について、検討会へお諮りし、承認いただいた。
3	ベンダWT（第1回）	令和3年11月22日	たたき台事前確認にていただいたご意見のうち、実装オプション機能の要件追加に関するものについて、各ベンダの機能開発状況を基に議論した。
4	資格管理WT（第1回）	令和3年11月24日	たたき台事前確認にていただいたご意見のうち、複数の構成員にて意見が割れているものや事務の統一を検討する必要があるもの、国民健康保険システムとしての業務の在り方を検討する必要があるもの等について、自治体の実運用を基に議論した。
5	賦課管理WT（第1回）	令和4年2月2日	
6	給付管理WT（第1回）	令和4年2月4日	
7	WT（第2回） （書面開催）	令和4年2月15日～ 令和4年3月8日	以下について、WT構成員にてご確認いただき、ご意見を回答いただいた。 ①実装オプション機能に関する各社実装状況の調査 ②標準仕様書における共通的な事項の対応方針 ③デジタル3原則に基づくBPRに関する要件（案）の内容 ④WTの結果を踏まえ作成した標準仕様書（案）の内容
8	合同WT	令和4年3月25日	WT（第2回）にてWT構成員よりいただいたご意見のうち、以下について、議論した。 ①標準仕様書における共通的な事項の対応方針 ・帳票における項目の印字について ・帳票における和暦/西暦表記について ・収滞納機能について ②デジタル3原則に基づくBPRに関する今後の対応方針

これまでの検討経緯

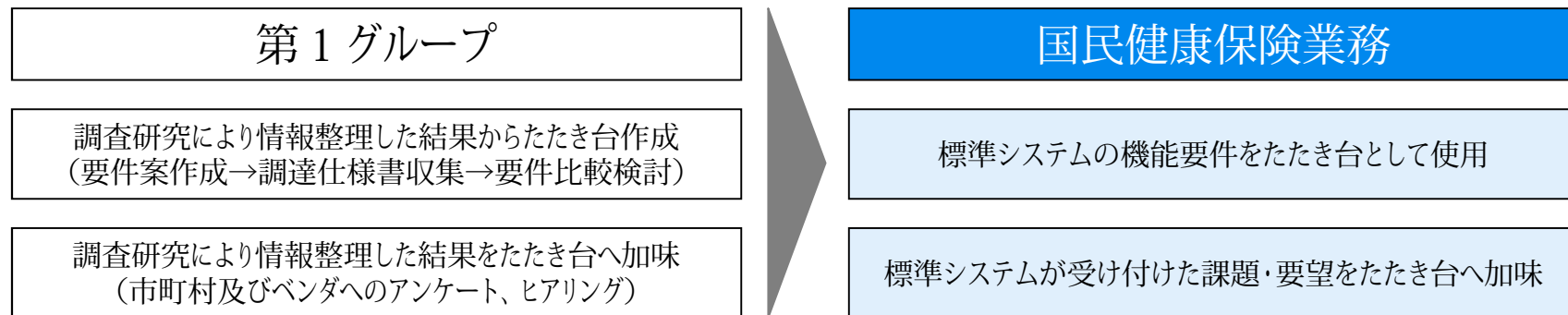


1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 1 標準化の検討における前提

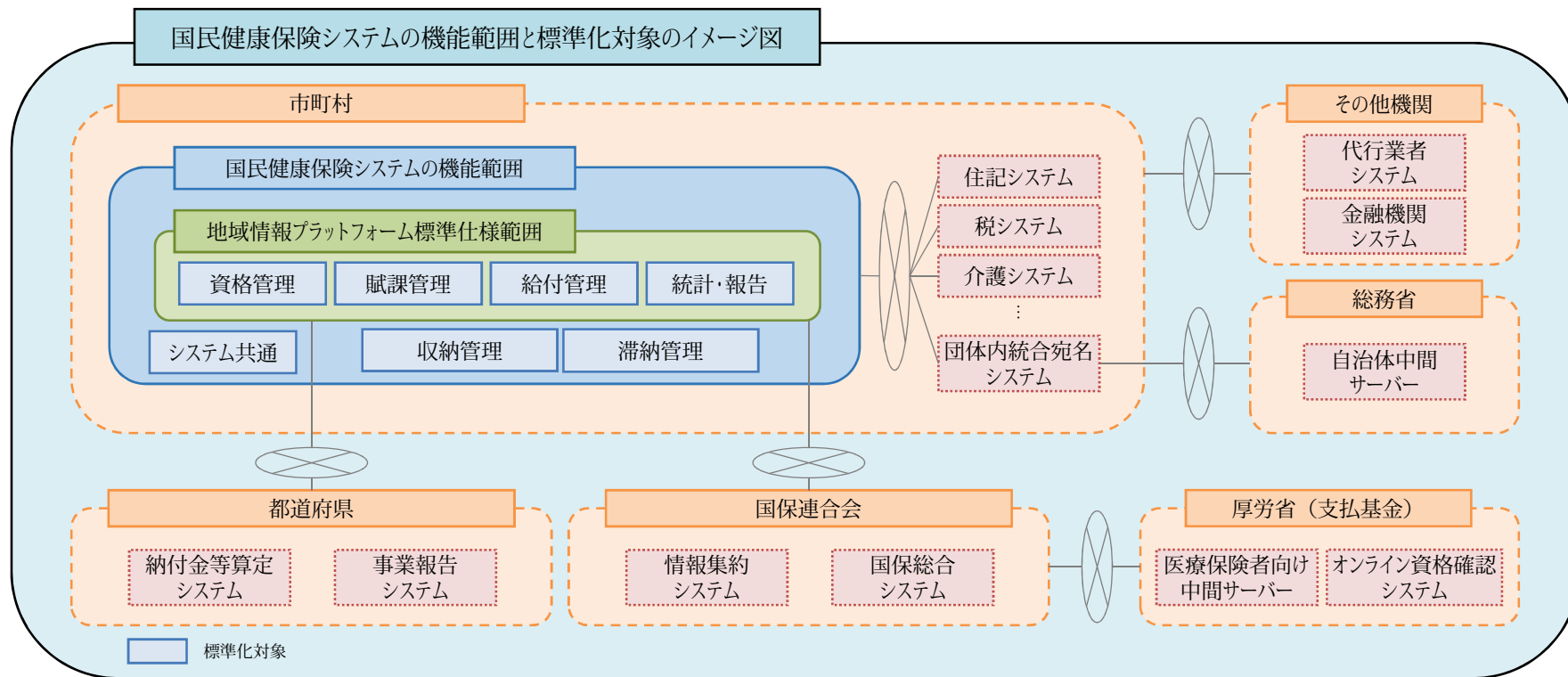
- 標準仕様書の作成にあたっては、先行して標準化の検討を行っている第1グループ（介護・障害者福祉、就学、地方税）に倣い、事務局にて標準仕様書（案）のたたき台を作成したうえで、各業務WTにてたたき台に対する議論・検討を行う。
- なお、第1グループにおいては、上記たたき台を作成するうえで、調査研究として市町村及びベンダへたたき台の基となる情報の収集を行っている。国民健康保険においては、平成30年4月にリリースされた市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という）の開発ベンダの調達（平成25年実施）を行う際、RFIにて、全国市町村のベンダ（100団体程度の導入実績を持つ複数社）より、パッケージシステムの機能要件、市町村要求との適合状況・適合率等の情報収集及び意見照会を経たうえで、標準的な要件として定めた標準システムの機能要件が存在する。国民健康保険システムの標準化にあたっては、以上の経緯並びにデジタル・ガバメント実行計画に従い、標準システムの機能要件を、上記第1グループの調査研究結果と同等の情報として取り扱うこととし、たたき台の基とする。
- また、標準システム稼働後、利用有無を問わず全国市町村（ベンダ）より、標準システムの機能及び国民健康保険事務処理に関する課題提起や要望等を受け付けて管理しているが、この課題や要望を上記第1グループの調査研究結果と同等の情報として取り扱うこととし、たたき台へ加味する。



1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲

- 国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、他業務と同様、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されている「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」及び業務システムに共通して必要となる「システム共通」とする。上記には規定されていないが、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象（※）とする。（「システム共通」に関する詳細は次頁を参照）
 なお、国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等については後述する連携要件にて定める）
 また、上記標準化の範囲において、政令指定都市に関しては、事務処理上、都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
 ※ 税務システム標準仕様書【第1.0版】（令和3年8月31日公開）において4税目（個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税）に対する要件が定義されているが、国民健康保険税及び料は対象外となっているため。
- 「給付管理」については、市町村ごとに、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象として検討を行う。（詳細は後述）



1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（標準仕様書の構成）

- 標準仕様は、システムを構成するために必要となる主要な業務フロー、機能要件（機能、帳票（システムから出力するもの）、データ、連携）、非機能要件から構成する。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認できる業務フローを定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、機能を標準化する。
	画面要件（専ら操作性） 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、各社の創意工夫に委ねる。
	帳票要件	○	住民や事業者等の外部機関に向けた外部帳票について、最も効率的な運用方式を検討し、帳票を標準化する。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、デジタル庁の方針を受けて本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆		
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	☆	令和2年9月 IT室「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」を活用する。

※ ○：標準準拠対象, △：標準参考, ☆：デジタル庁から公開される情報に準拠する, ×：対象外

参考： 内閣官房IT室 令和3年1月改定「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化のために検討すべき点について」 4ページ

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（標準仕様書の構成）

- 標準仕様書（案）について、以下の目次（案）に沿って事務局にて作成している。
- 目次内の第1章～第6章までを「標準仕様書（案）本紙」とし、本資料No.2で示す国民健康保険システムの標準仕様書における考え方や、標準仕様書の前提となる共通的な事項検討について示す予定。（事務局にて作成中）
- 目次内の別紙1～4が、本検討会資料No.3「標準仕様書（案）別紙」に紐付く。

【標準仕様書（案）目次（仮）】

第1章 本仕様書について 1. 背景 2. 目的 3. 対象 4. 本仕様書の内容 第2章 業務フロー 1. 業務フローについて 第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件	第4章 データ要件・連携要件 1. データ要件・連携要件について 第5章 非機能要件 1. 非機能要件について 第6章 用語 別紙1 業務フロー 別紙2 機能・帳票要件 別紙3 帳票詳細要件 別紙4 帳票レイアウト
--	---

【各業務ユニットの機能・帳票内訳（仮）】

#	業務ユニット	機能・帳票要件			帳票	
		実装必須機能	実装オプション機能	実装不可機能	実装必須帳票	実装オプション帳票
1	システム共通	54 機能	39 機能	0 機能	—	—
2	資格管理	73 機能	96 機能	0 機能	11 帳票	26 帳票
3	賦課管理	119 機能	104 機能	0 機能	14 帳票	20 帳票
4	賦課管理（収滞納）	163 機能	107 機能	2 機能	55 帳票	0 帳票
5	給付管理	33 機能	152 機能	0 機能	5 帳票	22 帳票

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（標準仕様書の構成）

【別紙2 機能・帳票要件】 ※具体的な内容は本検討会資料No.3「標準仕様書（案）別紙2 機能・帳票要件」を参照

機能・帳票要件 国民健康保険システム（資格管理）								
通番	機能名称			機能ID	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装しなくてもよい機能)	実装不可機能 (実装しない機能)	要件作成における経緯・留意事項等
	大項目	中項目	小項目					
12	資格 得喪 管理	2.1 資格 異動 受付	2.1.1 被保 険者 資格 確認	2.1.1.1	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）を照会できること。</p> <p>※1. 特定同一世帯所属者、旧被扶養者および非自発的失業者の該当情報（履歴を含む）の照会もできること ※2. 発行中の被保険者証種別（被保険者証・短期被保険者証・被保険者資格証明書）の照会もできること ※3. マル学・マル遠・住所地特例の情報の該当情報（履歴を含む）の照会もできること ※4. 被保険者の資格情報(履歴含む)について、世帯単位で資格状況を出力した確認用の個票に印刷できること</p>	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）を照会できること。</p> <p>※1. 不現住者の該当情報を照会できること</p>		<p>不現住者の管理については、国保システム以外で管理されることが想定されるため、不現住者の該当情報を照会できることを実装しなくても良い機能とする。</p>
2		2.1 被保 険者 資格 登録	2.1.1 被保 険者 資格 登録	2.1.2.1	<p>被保険者の加入および脱退等の申請をもとに、資格の異動更新（資格適用開始、資格変更、資格適用終了）を行うこと。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者証番号 ・宛名番号 ・枝番 ・資格異動事由 ・国保統柄（住記上の世帯主と国保の世帯主が異なるケースがあるため） ・資格区分（被保険者または擬制世帯主） ・資格適用開始日 ・資格適用開始届出日 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ・資格適用開始事由 ・資格適用終了事由</p> <p>※1. 異動更新の際、登録済みの資格情報および住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること ※2. 資格異動事由について、以下の事由を管理できること (適用開始) 転入、出生、社保離脱、国組離脱、生保廃止、職権回復、後期離脱、月中社保離脱、月中組合離脱、その他 (適用終了) 転出、死亡、社保加入、国組加入、生保開始、職権抹消、後期加入、障害認定喪失、その他 (資格変更) 世帯主変更（擬主開始・終了）、世帯分離、世帯合併、転居、世帯変更</p>	<p>被保険者の加入および脱退等の申請をもとに、資格の異動更新（資格適用開始、資格変更、資格適用終了）を行うこと。</p> <p>【管理項目】 ・国籍（国保システムで独自管理が必要な場合） ・市区町村国保加入日</p> <p>※1. 資格異動事由について、以下市町村の運用に応じて、実装必須機能に記載されているもの以外の事由を管理できること 例： (適用開始) 住所地特例開始、世帯分離、転居、擬主加入、世帯合併、世帯変更、旧保加入、世帯合併、世帯分離、世帯構成変更、擬主喪失、転居、旧保喪失 (適用終了) 住所地特例終了、海外転出 (資格変更) 区間異動、前2取、前2喪、前1取、前1喪、障害異、旧扶異 等</p>		<p>国保統柄を住記上の統柄と同一としている場合は、国保統柄を実装必須の管理項目として取り扱わないこととする。</p>

① これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論結果を基に、各機能・帳票要件を3類型「実装必須機能」「実装オプション機能」「実装不可機能」毎に記載している。

② ①で示した機能・帳票要件とした経緯を、これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論結果を基に記載している。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（標準仕様書の構成）

【別紙3 帳票詳細要件】 ※具体的な内容は本検討会資料No.3「標準仕様書（案）別紙3 帳票詳細要件」を参照

帳票詳細要件 国民健康保険システム									
①	業務	資格管理	帳票名称	01 国民健康保険被保険者証	②	③	④		
			用紙サイズ	不定形用紙					
通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等		
1	窓空宛名郵便番号		●			●			
2	窓空宛名住所		●			●			
3	窓空宛名氏名		●			●			
4	窓空宛名被保険者名	* 被保険者の氏名 + * 様分* を表示	●	●		●			国民健康保険においては、世帯単位の管理を基本としており、発送物は世帯主宛が基本となる。 被保険者名は各証・証明書の中で記載されており、確認可能なため、宛名としての被保険者名の印字は実装オプションとする。
5	カスタマバーコード		●			●			
6	都道府県名	※初期設定により、出力有無を設定できること 例) 事前(プレ)印刷がある場合、出力しない。	●			●			
7	有効期限	和暦表記	●			●			
8	適用開始年月日	和暦表記	●			●			
9	被保険者記号	空欄で出力することも可能なこと	●			●			自治体によっては被保険者記号を設定しない場合もあることから、空欄で出力することも可能とする。
10	被保険者番号		●			●			
11	被保険者氏名		●			●			
12	生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●			
13	交付年月日	和暦表記	●			●			
14	性別	打ち出し形式(例)男 or 女 ※性同一性障害者の場合、(例)裏面参照	●			●			
15	学遠区分名称	打ち出し形式(例)マル学の場合は丸囲みで"学"、マル遠の場合は丸囲みで"遠"	●	●		●			マル学・マル遠の記載については、はがきサイズの被保険者証を世帯に1枚交付する際に、遠隔地に居住するマル学・マル遠者用に別交付している分を見分けることを目的としていることから、学遠区分名称を実装オプションとする。
16	世帯主氏名		●			●			
17	保険者番号	当該帳票を発行する保険者の保険者番号 ※初期設定により、出力有無を設定できること 例) 事前(プレ)印刷がある場合、出力しない。	●			●			
18	交付者名	当該帳票を発行する保険者名 ※初期設定により、出力有無を設定できること 例) 事前(プレ)印刷がある場合、出力しない。	●			●			
19	公印	当該帳票を発行する保険者の公印 ※初期設定により、出力有無を設定できること 例) 事前(プレ)印刷がある場合、出力しない。	●			●			

- ① これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論結果を基に、システム印字項目を記載している。なお、「印字編集条件など」欄については、項目の用途や印字の例を必要に応じて記載している。
- ② これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論結果を基に、各帳票印字項目を3類型「実装必須」「実装オプション」「実装不可」毎に記載している。
- ③ 別紙4 帳票レイアウト（本検討会資料No.3「標準仕様書（案）別紙4 帳票レイアウト」）における表示有無を記載している。
- ④ ①～③で示した帳票詳細要件とした経緯を、これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論結果を基に記載している。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（業務に関わる検討・課題事項）

- これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論の結果、以下については、最終確認時点において、なお残る検討中（未反映含む）の事項となる見込み。
- 本内容については、資料No.4「検討・課題一覧」として継承し、令和4年度以降も引き続き検討を進める予定。

#	タイトル	備考
1	退職者医療制度に関連する機能の取り扱いについて	退職者医療制度の終了に伴い、これに関連する機能の取り扱いを検討する必要がある。 各業務WTでの検討結果より、制度の対象者は令和8年まで存在することから、国保システムでの資格の登録・管理については実装必須機能とすることとした。 一方、帳票等への出力・集計機能については、対象者が極小であれば、システム外での対応が可能であり、機能を実装することの効果を得られないことから、事務局にて資格を有する被保険者数を調査し、その数が極小であれば実装不可機能へと変更することを検討する。
2	保険料（税）の仮算定に関連する機能の取り扱いについて	現時点の標準仕様書（案）において、仮算定処理ができることを実装必須機能として定義しているが、仮算定を廃止し、本算定のみを実施する市区町村が増えている実態から、賦課管理WT（第1回）での検討結果より、仮算定を実施している市区町村数が極小である場合、実装オプション機能へと変更することを検討する。
3	高額療養費貸付（受領委任）に関連する機能の取り扱いについて	高額療養費貸付（受領委任）に関する機能について、事務を実施している市区町村は多くないものの一定数存在することから、現時点の標準仕様書（案）においては実装オプション機能としていたが、給付管理WT（第1回）での検討結果より、高額療養費貸付（受領委任）の事務を実施している市区町村数が極小である場合、実装不可機能へと変更することを検討する。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（機能・帳票要件に関する補足）

- 機能・帳票要件については、「実装必須機能」「実装不可機能」「標準オプション機能」を明記することとされており、「実装必須機能」「標準オプション機能」を除き、システムへの実装が不可となる。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

○ 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能
 (例) 証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。
 住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：(例) 広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。
 ※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	－ (実装不可)	－ (実装不可)	－ (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	c市

標準仕様の範囲

原則

例外

必要最小限度にとどめる

6

引用： 内閣官房IT室 令和3年1月改定「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化のために検討すべき点について」6ページ

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（機能・帳票要件に関する補足）

- 標準仕様書に定義された実装オプション機能については、パッケージ開発ベンダにおける各社パッケージシステムへの実装が任意の取り扱いとなるが、仮にある要件を実現するための実装オプション機能を一社も実装していないとなった場合、市区町村において、当該要件に関する事務処理をシステムにて実施することができなくなり、システム外で実施する場合の事務負担の増加や、事務の変更を強いることとなる。
- 従って、標準仕様書において実装オプション機能として定義する機能については、パッケージシステムへの実装を担保する必要がある。
- そこで、令和4年2月15日～3月8日にかけて書面開催したWT（第2回）において、ベンダWT構成員に対し、その時点の標準仕様書（案）に実装オプション機能として定義されている機能について、各社パッケージシステムへの実装状況、今後の実装予定を調査した。
- 回答及びその回答数毎に集計したオプション機能数、システム印字項目数を以下に示す。
※回答を受領した7社のうち1社は中核市以上向けと一般市以下向けに分けて回答いただいております、それぞれ1社として集計している。

【実装オプション機能 回答集計結果】

・8社いずれも「実装する」と回答したオプション機能数：資格管理 0機能、賦課管理 1機能、給付管理 5機能

・8社いずれも「実装しない」と回答したオプション機能数：資格管理 0機能、賦課管理 2機能、給付管理 13機能

回答数	資格管理（全92機能）		賦課管理（全82機能）		給付管理（全151機能）	
	実装する	実装しない	実装する	実装しない	実装する	実装しない
8社	0	0	1	2	5	13
4社以上	31	26	42	19	44	36
4社未満	61	66	39	61	102	102

【実装オプションシステム印字項目 回答集計結果】

・8社いずれも「実装する」と回答したオプション項目数：資格管理 0項目、賦課管理 9項目、給付管理 1項目

・8社いずれも「実装しない」と回答したオプション項目数：資格管理 0項目、賦課管理 13項目、給付管理 2項目

回答数	資格管理（全70項目）		賦課管理（全47項目）		給付管理（全176項目）	
	実装する	実装しない	実装する	実装しない	実装する	実装しない
8社	0	0	9	13	1	2
4社以上	14	64	20	10	53	120
4社未満	56	6	18	24	122	54

- 現時点においては、本調査結果に基づき、実装必須機能への格上げや、実装不可機能への格下げ等を行うことは考えていないが、今後実施する全国意見照会での意見を踏まえ、標準仕様書（第1.0版）の検討を行う際、本調査結果を参考に実装オプション機能の取り扱いについて検討する方針としている。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（「システム共通」に関する補足）

- 地域情報プラットフォーム標準仕様における国民健康保険ユニットに記載がないが、各事業を横断する要件は、国民健康保険共通として、各事業から切り出して「共通要件」として仕様化する。
- なお、これらの機能はシステムフローとしては必要となるが、業務フロー上は処理の中で参照等される機能が大半であるため、業務フロー上には記載しないことを基本とする。

共通要件分類	共通要件（例）
マスタ管理 （パラメタ管理）	コードマスタ、文書番号、電子公印、証明者（首長、職務代理者等） 通知文、アクセスログ等
データ管理	個人番号管理、DV管理、送付先管理、口座管理、納管人管理、名寄管理等
台帳管理	対象者検索、共通チェック仕様、メモ情報管理等
一覧管理	抽出条件、表示要件、住記等の付加情報、宛名シール・宛名印刷等
帳票出力管理	帳票印字要件（カスタマバーコード、コンビニバーコード、電子公印、OCRを含む）、 PDF保存、帳票再出力等

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（「システム共通」に関する補足）

- システム共通の機能要件については、市町村事務処理標準システムが有する機能を基として標準仕様書（案）のたたき台を作成し、たたき台に対してWT構成員よりいただいたご意見及び他業務の標準仕様書の内容や検討状況を踏まえて事務局にて検討を行い、別紙2 機能・帳票要件（本検討会資料No.3「標準仕様書（案）別紙2 機能・帳票要件」）の共通要件として整理した。

#	項目		機能要件（一部）
1	ログイン管理機能		<ul style="list-style-type: none"> 登録された利用者情報との照会を行い国民健康保険システムへログインできること。 利用者情報を登録・修正・削除・照会できること。
2	操作権限管理機能		<ul style="list-style-type: none"> 異動・照会画面への遷移、帳票の発行等の機能ごとに各種制御ができること。
3	マスタ管理機能	保険者情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムで利用する保険者情報を、登録・修正・削除・照会できること。 市町村長、職務代理者等の首長・特別職情報について、登録・修正・照会できること。
4		帳票出力設定管理	<ul style="list-style-type: none"> 帳票を出力するプリンタ情報について、登録・修正・削除・照会できること。 帳票に印字する公印情報について、登録・修正・削除・照会できること。 通知書等の帳票に印字する通知文について、登録・修正・削除・照会できること。
5		マスタ管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関情報を登録・修正・削除・照会できること。 祝日情報を登録・修正・削除・照会できること。
6	証跡管理機能		<ul style="list-style-type: none"> 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、ログを取得できること。
7	データ管理機能	宛名管理	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録情報で管理する基本4情報および、その異動履歴を照会できること。 特別事情（DV、点字等）における抑止情報を登録・修正・削除・照会できること。
8	台帳管理機能	台帳管理	<ul style="list-style-type: none"> 各台帳画面で対象者を特定した際、台帳により個人番号を確認できること。
9		基本検索	<ul style="list-style-type: none"> 保険証番号、宛名番号、氏名カナ、生年月日、性別、住所等から検索できること。
10	一覧管理機能	EUC機能	<ul style="list-style-type: none"> 各業務の任意の一覧抽出結果には、各台帳で管理している項目を表示できること。
11	帳票印刷機能		<ul style="list-style-type: none"> 通知書等を発行する際に、プリンタやトレーの指定ができること。 各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。
12	他システム連携機能	市町村システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町村他システムより情報を連携（受領）し、国民健康保険システムで利用できること。
13		中間サーバ連携	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の連携、団体内統合宛名番号の採番、中間サーバとの連携ができること。
14	政令市固有機能		<ul style="list-style-type: none"> 区間異動に伴う宛名情報や資格情報の異動に対応できること。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（共通的な事項について）

- これまでにWT構成員よりいただいたご意見のうち、国民健康保険システムの標準仕様書において、検討にあたり共通的に対応方針を検討しなければならないと判断した事項については、国民健康保険システムとしての方針や前提等を纏め、「標準仕様書（案）本紙」として作成する予定となる。
- 以下に記載の各共通的な事項に対する方針（案）については、WT構成員よりいただいたご意見を基に、デジタル庁等との協議を行ったうえで整理した内容として示している。（一部、令和4年3月25日の合同WTにて議論を実施）
- 今後、WT構成員にて最終確認いただいたうえで、各方針を決定する予定。

分類	テーマ	国民健康保険システムにおける方針（案）（一部）
帳票について	自治体ごとの変更について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票名、本文、通知文等はマスタ管理し、市町村にて変更可能とする。 ・ 項目名については標準仕様書で定義している項目名で印字することを必須機能とする。 ・ 項目名や首長名等についてはシステム印字することを必須機能とする。
	窓あき箇所への印字について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓あき封筒が利用できない自治体も想定されるため、汎用的な宛名ラベルを使用可能とする。 ・ A4用紙の帳票は、住民記録システム標準仕様書に示されている窓あき位置の仕様とする。
	その他特筆すべき項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所は市内宛と市外宛の場合でそれぞれ印字仕様を統一する。 ・ 性別欄（省令改正の対象、他申請書類）、押印欄は原則印字しない。 ・ 外国人の本名、通称名は、住民記録の情報を基に印字する。（併記名は不可） ・ 外国人の生年月日については、住民記録システム標準仕様書の仕様に倣い、西暦表記とする。
収滞納について	収滞納システムの取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保の標準仕様書の要件を満たす場合は、全庁的な収滞納システムでも差し支えない。 ・ 帳票レイアウトについては国民健康保険システムの標準仕様書として検討したものを示す。
	納付書の様式について	<ul style="list-style-type: none"> ・ カケ公及びマル公の様式を示す。 ・ 共通納税システム用のQRコードは保険税のみ対応する。（保険料は令和6年度以降検討）
記載の基準について	「一覧」又は「リスト」、「一括」の表記や画面要件について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一覧」又は「リスト」と表記された機能は、CSV及び紙のいずれの出力も可能とする。 ・ 一括で処理が必要なものは、「一括」と統一した表記で記載する。 ・ 検索条件やソートキーについては原則記載しないが、事務処理上必要なものは記載する。
その他	EUC機能について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能・帳票要件に示された項目の他、中間標準レイアウトに記載のある項目をデータソースとして準備し、検索及び抽出を可能とする。
	オプション整理された帳票について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実装オプションと整理した帳票についても、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを示す。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 2 標準化の検討対象範囲（共通的な事項に関わる検討・課題事項）

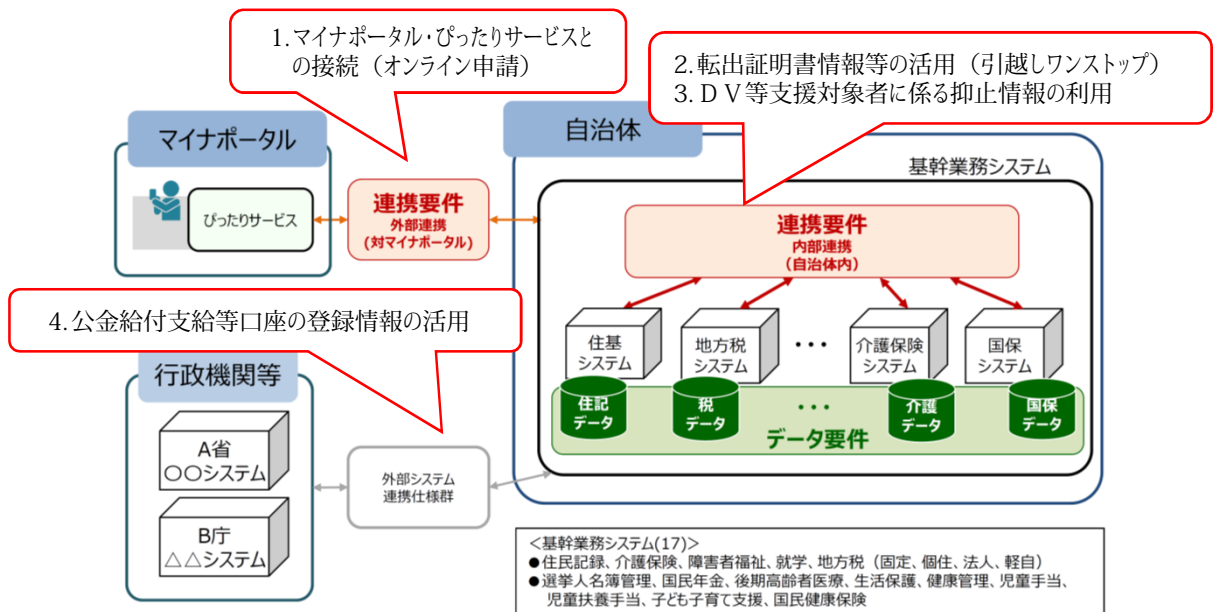
- これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論の結果、以下については、最終確認時点において、なお残る検討中（未反映含む）の事項となる見込み。
- 本内容については、資料No.4「検討・課題一覧」として継承し、令和4年度以降も引き続き検討を進める予定。

#	タイトル	備考
1	データ要件・連携要件が影響する事項について	現在、デジタル庁において、データ要件・連携要件仕様書を検討されている状況であり、今後デジタル庁よりデータ要件・連携要件仕様書が公開された以降、国民健康保険システムの標準仕様書における管理項目やEUC項目、帳票の文字数等の考え方といった、データ要件・連携要件仕様書と同期を図るべきものについては、確認のうえ必要に応じて反映を行う。
2	帳票レイアウトについて	帳票レイアウトについて、標準仕様書でお示ししているもの（基本的には市町村事務処理標準システムのレイアウトに準拠）は、これまでの制度改革等の経緯や、そもそもの用紙サイズの制限等により、一部最適ではない可能性はあるものの、見やすさ等に極力配慮していると考えている。 しかしながら、書面開催したWT（第2回）にて「枠が小さい、統一性がない」「一部の団体において、通知書や申請書等の市民向け帳票は見やすさの観点からユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトを採用している」といったご意見をいただき、問合せが少なくなることを目的としたユニバーサルデザインの必要性について、考慮する必要があると考えている。 そのため、独自のレイアウトを認める、或いは標準仕様書としてユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改める等の対応を、各業務と足並みを揃える形で検討する。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討

- デジタル庁において「デジタル3原則に基づくBPR」の対象として示されている以下の仕組みや情報の活用について、国民健康保険システムにおける機能要件の議論の際に検討を行うこととする。



No.	対象	国民健康保険システムにおける検討内容（案）
1	マイナポータル・ぴったりサービスとの接続（オンライン申請）	マイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請された電子データを取り込む国民健康保険システム側の機能、インターフェース仕様等
2	転出証明書情報等の活用（引越しワンストップ）	住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に国民健康保険システム側で自動で転出処理を行う機能、住民の転入前に転出証明書情報を取り込み、仮登録する機能等
3	DV等支援対象者に係る抑止情報の利用	DV等支援対象者に係る抑止情報による抑止措置に関するフロー、抑止情報が登録されている対象者における各種証発行の際にエラーとする機能、住所欄を「記載省略」等とする機能等
4	公金給付支給等口座の登録情報の活用	口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報（口座番号等）を取得して給付金の支給を行うフロー、給付金の申請において公的給付支給等口座の利用の意思を確認する機能等

参考： 内閣官房IT室 令和3年8月公開「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」 15ページ

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討

- デジタル庁において「デジタル3原則に基づくBPR」の対象として示されている仕組みや情報の活用の実現に向け、各対象について、事務局にて国民健康保険システムにおける対応内容、要件（案）等を整理したうえで、WT構成員にご確認いただき、ご意見を収集した。

対象	自治体構成員 意見数	ベンダ構成員 意見数	意見数合計
ぴったりサービス	68	92	160
引っ越しワンストップサービス	2	4	6
公金給付	1	5	6
DV等支援対象者	9	8	17
計	80	109	189

- いただいた意見を基に、事務局にて改めて各対象の対応内容、要件等を修正及び検討する。なお、デジタル3原則に基づくBPRについては、制度の整備を含め国としても対応方針を検討している事項であり、本標準仕様書の対応においても、可能な限り標準仕様書へ盛り込む方針となっていることから、事務局にて検討しているものとなる。

そのため、各内容を見極めたうえで、令和4年8月に公開する予定の標準仕様書（第1.0版）へ反映するか否かも含め、今後関係省庁との協議を行う予定。

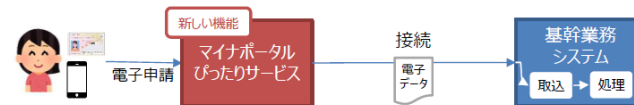
- なお、令和4年3月25日の合同WTにおいてご説明、又は議論した、対象毎の今後の方向性を次頁以降に示す。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（マイナポータル・ぴったりサービスについて）

■マイナポータル・ぴったりサービスとの接続（オンライン申請）（関係府省会議資料から抜粋）

【「マイナポータルぴったりサービス」と業務システムの接続】



- 事務局側で洗い出しを行った対象とする手続きについて、ご意見をいただいた。
 - ・現在の窓口事務において、手続きの申請時に必要となる申請書以外の書類や、申請を受け付けた後にその場で被保険者へ渡す書類
 - ・どの申請手続きをぴったりサービスの対象とすべきか、引越しワンストップサービスとすべき申請手続きはどれか

意見（抜粋）

【被保険者の加入及び脱退等】

- ・加入の場合、情報連携などを介し前保険者の脱退の事実を確認することが可能な場合に限り認めるべきと考える為、確認が取れない場合には申請を受け付けられない等の仕組みの検討が必要。（扶養可否、非自発的失業適用有無等も考慮）（自治体A）
- ・オンライン化に伴い、従来窓口で実施していた制度説明が不十分となり住民との理解に齟齬が生じる可能性があることから、申請時、重要事項を読み、理解したかのチェックを行う必要があるのではないか。（自治体A）

【限度額適用認定・標準負担額減額認定】

- ・申請回数が多く負担軽減につながるため、ぴったりサービスの対象として考えるべきではないか。（自治体B、ベンダA）
- ・将来的に適用区分の確認が可能な医療機関等が拡大していくのであれば紙の証が不要となるため対象外とすべきではないか。（自治体C）

【特定疾病認定】

- ・申請件数も少なく、大きな負担軽減にならないため対象外とすべきではないか。（ベンダB）

【一部負担金減免】

- ・災害等に係る減免の判定の根拠となる罹災証明書について、一般的に住所地の市区町村より発行されるため、住所地における罹災を要件とする減免であれば対象とすべき。（自治体D）
- ・住所地以外の罹災及び住居等の罹災以外（収入減少等）を要件とする減免においては、証拠書類を確認する必要があるため、対象とすべきでない。（自治体D）

【基準収入額適用】

- ・所得情報を証明するための画像提出が可能となれば対象とすべきではないか。（自治体E）
- ・所得情報等を自庁内で確認できる場合は申請不要となる旨の通知が発出されたこともあり、対象外とすべきではないか。（自治体F）

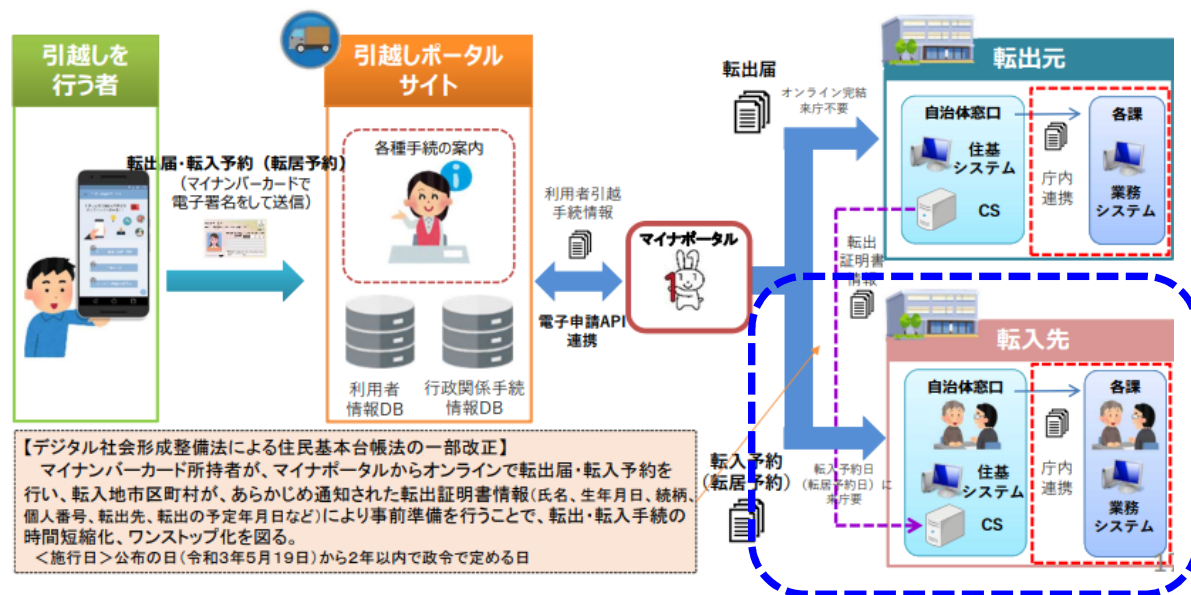
方向性（案）

賛否含め、いただいた多数のご意見を基に、事務局側で整理を行ったうえで、今後厚生労働省とも共有・協議を行い、検討を進めていく予定。そのうえで、国民健康保険システムの機能について何を実装すべきか検討を行い、令和4年8月に公開を予定している標準仕様書（第1.0版）において、可能な限り仕様を示していくことを想定している。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（引越しワンストップサービスについて）

■引越しワンストップサービスの目指す姿（令和3年12月の「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」から抜粋）



- 引越しワンストップサービスについては、既に実証実験も始まっており、マイナポータルを経由して届いた引越し情報を基に、ワンストップで手続きが完了することを目的に対応が進められているところ。
- マイナポータルを経由し、転出元へ異動届を提出した以降、住基ネットを介し、転出先に届く転入予約の情報について、令和4年度の制度改正以降、住民が自治体を訪問し、確定させるまでの期間は仮登録の状態が継続されることになる。
- 仮登録の状態における国保業務の在り方について、住民が訪問された以降、スムーズな事務処理を継続させるため、一定の手続きを行う必要が生じることも想定される一方、仮に転出元において転出取消となる可能性もあり、その場合の事務処理の戻りについても検討が必要になるものと想定している。
- 上述した内容を踏まえ、仮登録として必要とされる事務処理、及び機能の要件について、ご意見をいただいた。
例) 住民記録から連携される仮登録状態のフラグ管理 等

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（引越しワンストップサービスについて）

意見（抜粋）

【仮登録時に必要となる機能の要件（案）について】

＜仮登録時に必要となる機能＞

- 転入元の自治体又は中間サーバを介し「マル学、マル遠、住所地特例、特定同一世帯所属者、旧被扶養者、住民税所得金額等」を事前に把握する機能（ベンダA）
- 窓口での住民異動届の提出ではないため、その代わりとなる仮登録依頼がきていることを把握するためのデータ管理機能（ベンダB）
- 住民記録の異動と連動する転出等の場合は、住民記録異動が完了した後に国保異動するため、その進捗が管理できる（異動入力する準備が整ったことが分かる）ようにする機能（ベンダC）
- 仮登録状態の有効期間の確認機能（自治体A）

＜仮登録が不要と考える理由＞

- ・ 加入については、転入が完了した時点から被保険者の資格を取得すること、基本的に国保システムは住基システムと連携していること、他の保険への加入状況が分からないこと、本人確認の必要があること、加入と同時に保険料や給付等について説明する必要があることから、来庁し手続きを行っていただく必要があり、仮登録状態の管理は不要と考える。（自治体B）
- ・ 住民基本台帳が仮登録状態は、「未決裁」状態であるため、国保の加入等は進めていけないのが原則ではないか。（ベンダD）

方向性（案）

転出ワンストップとして必要となる国民健康保険システムの機能については、多数ご意見をいただき、引き続き必要性を検討するべきと考える一方、実現するためには課題も多い状況。

今回いただいたご意見を踏まえ、ぴったりサービス同様、厚生労働省と協議を行い、デジタル庁様側での検討状況も踏まえ、国民健康保険システムとして必要な機能の検討を進めていきたいと考えている。

そのうえで、令和4年8月に公開を予定している標準仕様書（第1.0版）において、機能の仕様を示せる状態になれば、可能な限り示していきたいと考えている。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（公金給付について）

- 令和3年12月の「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」において示された公金給付の業務フローを基に、国民健康保険として必要と想定される以下の機能要件（案）を事務局にて検討し、対象手続き及び機能要件（案）について、ご意見をいただいた。

#	想定される機能要件	背景
①	支給申請書に公金受取口座の利用の意思確認欄追加	公金受取口座を利用するためには、申請者による利用の同意が必要と考えるため、支給申請時に、公金受取口座の利用の意思を確認できるような固定文言を追加するレイアウト変更が必要と考える。
②	公金受取口座の照会	公金受取口座を利用する申請を受け付けた後、公金受取口座を照会し、該当の申請の給付口座としての登録を可能とする。
③	継続支給対象者リスト	高額療養費の支給においては、初回の申請を基に支給申請の簡素化が可能である。初回の申請において、公金受取口座への振り込みを希望した場合、公金受取口座への継続した支給を行うこととなるが、公金受取口座の変更有無を確認する必要があると考えるため、公金受取口座への振り込みを希望している支給申請の簡素化の対象者の一覧を出力することで、必要に応じて対象者と該当口座の確認を行うことを可能とする。
④	口座登録画面に公金受取口座の判別項目の追加	情報照会によって得られた公金受取口座をオンライン画面から登録する際に、公金受取口座であることを入力可能とするために、公金受取口座を判別する項目の追加が必要と考える。
⑤	金融機関統廃合時の一括更新、及び口座情報の複写機能	金融機関統廃合時に最新の金融機関マスタをもとに口座情報を一律で更新する機能や、口座情報の複写機能については、公金受取口座であっても従前の口座情報と同様に可能とする。

意見（抜粋）

【対象事務の過不足について】

- ・「過誤納金の支払い」に記載している番号制度事務手続きは「16-42 国民健康保険税の還付」が該当するのではないかと。（ベンダA）

【想定される機能要件の過不足について】

- ・③「継続支給対象者リスト」の機能について、公金受取口座の変更有無を確認する必要がなぜ生じるのか不明である。「初回の申請において、公金受取口座への振り込みを希望した場合」とは初回の申請書に公金受取口座への振り込みを希望する旨申請させるということか。公金受取口座が変更された場合は、自動振込も解除されることとなり、その旨を申請書に記載する必要があると考える。（自治体A）
- ・実装要否が自治体によって異なると考えられるため、オプション機能としての整理すべき。（ベンダB）
- ・国保給付事務における利用方法として申請前に公金受取口座利用の意思を確認することで受付時点の公金受取口座と同じ口座情報を「給付口座」として登録する運用であり、公金受取口座そのものを管理するものではないと認識している。「④口座登録画面に公金受取口座の判別項目の追加」の要件については③の簡素化対象における変更有無を確認するための項目であると考えているが、記載方法としては「公金受取口座を元にした給付口座であることを判別する項目」とした方がよいのではないかと。（ベンダC）

方向性（案）

令和4年3月17日に厚生労働省国民健康保険課より「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」の事務連絡が発出され、令和4年10月からの試行運用、令和5年1月からの本格運用に向けて、各社システムの対応が必要な状況となっており、市町村事務処理標準システムについても機能要件を行う予定となっている。今回構成員よりいただいたご意見を基に、市町村事務処理標準システムの機能要件として検討を行った内容を標準仕様書（案）へ反映し、令和4年5月からの全国への意見照会を行う方向で考えている。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（DV等支援対象者について）

- DV等支援対象者に係る機能要件については、他業務と足並みをそろえた対応が必要になると考えており、「税務仕様書1.0版」で示された情報等を基に、以下の機能要件（案）を整理し、ご意見をいただいた。

<標準仕様書 機能要件（案）>

①抑止情報管理

対象者の特別事情（DV等支援措置）における抑止情報を登録・修正・削除・照会できること。

- ※1 異動、及び帳票発行に対する抑止・警告を設定できること
- ※2 業務ごと、帳票ごとに抑止の有無を設定し、抑止制御できること。
- ※3 同一マイナンバーの個人は名寄せして抑止制御されること。
- ※4 該当する対象者に対して、検索時の注意喚起や表示する情報の制限（住所等の非表示）等、必要な配慮ができること。
- ※5 抑止設定は一時解除可能とし、一時解除後、一定時間経過後に自動で抑止状態に戻る。

意見（抜粋）

【要件の過不足について】

- ・「抑止制御」や「必要な配慮」とした記載箇所に対し、表現が曖昧であり読むものによって異なる対応を取り得る表現は避けるべきではないか。（自治体A、ベンダA）
- ・一時解除を行うことで意図せず情報が抑止できない状態となる可能性があるのではないか。（ベンダB）
- ・帳票発行の束分け機能を追加するべきではないか。（自治体B）
- ・必要となる機能は自治体によって異なるため、一部の機能をオプション機能とする方針とすべきではないか。（ベンダC）
- ・オンライン資格確認の対応において検討された国保情報集約システムとの連携における自己情報提供不可フラグへの自動連動機能について定義する必要があるのではないか。（ベンダD）

【住登外者の取り扱い】

- ・住登者と同様の管理が可能であり、同等の機能を有している。（自治体A、ベンダE）
- ・抑制設定はせずに画面上に注意を促す表示を行っている。（自治体B）
- ・自治体の運用によって管理方法が違う。（ベンダD）

【他特別な事情について】

- ・「機微な診療情報（精神科、婦人科等）を有する住民」（ベンダF）や、「ストーカー行為や児童虐待による被害者」（自治体B）が考えられるとのご意見いただいております、これらの方に対する機能については、「DV等支援対象者で実装する要件と同一で問題ないのではないか」（自治体A、自治体B、ベンダD）、とのご意見をいただいた。
- ・事情は異なるものの、類似した制御が必要であることから「性同一性障害者についても同様の管理ができるとよい」（ベンダA）といったご意見もいただいた。

方向性（案）

いただいたご意見を踏まえ、標準仕様書（案）を見直したうえで、構成員に対し、全国への意見照会前の最終確認（令和4年4月）として、標準仕様書（案）のご確認を改めてお願いしたいと考えている。
その際生じたご意見を踏まえ、全国への意見照会を行い、標準仕様書の記載内容を確定する方向で考えているが、この方向性についてご意見があれば賜りたい。なお、現時点想定している標準仕様書（案）の見直し内容について、次頁に示す。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（DV等支援対象者について）

- DV等支援対象者に係る機能要件については、他業務と足並みをそろえた対応が必要になると考えており、「税務仕様書1.0版」で示された情報等を基に、以下の機能要件（案）を整理し、ご意見をいただいた。

見直し後の標準仕様書 機能要件（案）

※下線は追加・変更箇所を示す。

①抑止情報管理

DV等支援措置や特別な事情を抱える支援対象者（※1）における抑止情報を登録・修正・削除・照会できること。

※1 特別な事情（例）

- ・機微な診療情報（精神科、婦人科等）を有する住民
- ・親族以外の者から逃げている者
- ・ストーカー行為や児童虐待による被害者
- ・発行停止者（諸事情で郵送等による受取が困難、支障がある方）
- ・実態調査者（居住実態が判明するまで発行停止）
- ・成年被後見人、等

②異動・発行・照会抑止

支援対象者に対する異動抑止、照会抑止、帳票発行に対する抑止・警告を設定できること。

例）・画面上の住所を非表示とする。

- ・画面表示時に支援対象者であることを強調表示する。
- ・画面操作時の帳票出力を抑止、又は出力前に警告メッセージを表示する。
- ・一括帳票出力時には住所を非表示とする。

※1 業務ごと、帳票ごとに抑止の有無を設定し、抑止制御できること。

※2 帳票出力、及び一覧／リスト出力において、支援対象者のソート／束分けを可能とする。

※3 抑止設定は、画面操作により一時的に設定を解除して、抑止制御を外した帳票発行等の操作を可能とする。

ただし、該当画面の表示中のみ設定解除を有効とし、マスタ上の抑止設定は更新しない。

※4 同一マイナンバーの個人は名寄せして抑止制御されること。

（補足）

自治体ごとに異なるためオプション化すべきではないか、とのご意見に対しては、柔軟性が向上する一方、国保として機能のばらつきが生じることから、現時点必須機能としての実装を想定している。引き続き事務局側で検討を行い、4月の標準仕様書（案）の確認の際に、いずれか整理したうえでお示しする。

1. 国民健康保険システムにおける標準化の検討

1. 3 標準化におけるデジタル3原則に基づくBPRの検討（検討・課題事項）

- これまでにWT構成員からいただいたご意見やWTでの議論の結果、以下については、最終確認時点において、なお残る検討中（未反映含む）の事項となる見込み。
- 本内容については、資料No.4「検討・課題一覧」として継承し、令和4年度以降も引き続き検討を進める予定。

#	タイトル	備考
1	マイナポータル・ぴったりサービスに関連する機能の標準仕様書への記載について	マイナポータル・ぴったりサービスについて、書面開催したWT（第2回）にて、必要となる手続きの事務局案に対して「対象とすべき／対象外とすべき」といった多数のご意見をいただいた。 ご意見を基に事務局にて再整理を行ったうえで、今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして何を実装すべきか検討する。
2	引っ越しワンストップサービスに関連する機能の標準仕様書への記載について	引っ越しワンストップサービスについて、書面開催したWT（第2回）にて、仮登録時に必要となる機能に対して多数のご意見をいただき、引き続き必要性を検討すべきと考えるが、実現するためには課題も多いため、いただいたご意見を踏まえ、今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして必要な機能について検討する。
3	公金給付に関連する機能の標準仕様書への記載について	公金給付について、令和4年3月17日に厚生労働省国民健康保険課より事務連絡「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」が発出されており、書面開催したWT（第2回）にていただいたご意見と合わせて、まずは市町村事務処理標準システムの機能要件として検討する。

2. 今後の進め方

2. 今後の進め方

- 令和4年5月からの全国意見照会に向け、本検討会後、引き続き事務局にて、検討会・WT結果の反映、内容の追記や補記等も含め、標準仕様書（案）の作成を進める。
 なお、資料No.4「検討・課題一覧」として継承した事項については、全国意見照会までに反映したもの、全国意見照会以降に検討するものを明確にし、引き続き対応する。
- また、全国意見照会前に、令和4年4月5日を目途に、WT構成員にて標準仕様書（案）の最終確認をお願いする予定。本最終確認を経て、標準仕様書（案）を決定し、全国意見照会にかけることとしたい。
- 国民健康保険システムの標準仕様書（第1.0版）公開に向けた今後のスケジュール（案）を以下に示す。

